

令和7年6月23日

ダイハツ工業株式会社及び大阪ダイハツ販売株式会社と大阪府との
災害時における要援護難病児者・慢性疾患児の電源確保に関する事業連携協定の締結について

ダイハツ工業株式会社及び大阪ダイハツ販売株式会社と大阪府は、令和7年6月23日、災害時における要援護難病児者・慢性疾患児の電源確保に関する事業連携協定を締結しました。

本協定等は、相互に連携・協力のもと、人工呼吸器等の医療機器を使用する難病児者・慢性疾患児のより一層の災害の備えの実現を図ることを目的に締結するものです。

ダイハツ工業株式会社及び大阪ダイハツ販売株式会社と大阪府は、このたびの協定により、連携・協力を促進し、難病児者・慢性疾患児の災害時の備えの強化を図ってまいります(詳細は別紙参照)。

ダイハツ工業株式会社及び大阪ダイハツ販売株式会社と府の連携による今後の主な取組み

➤ 人工呼吸器等の医療機器バッテリー充電に関する協力

大阪府内で災害時による停電が発生した場合に、生命維持のために電源供給の欠かすことのできない人工呼吸器等の医療機器を使用されている難病児者・慢性疾患児の方々に対して、医療機器のバッテリーや蓄電池等充電のためにダイハツ工業関連施設及び大阪ダイハツ販売各店舗において、建物又は車両のコンセント、アクセサリソケットを貸与いただくことにより、停電時の備えのさらなる重層化を図る取組を開始します。

<電源供給のイメージ>

